

房総ウェーブスラグビーフットボールクラブ 会則

- 第1条 名称 この会は、房総ウェーブスラグビーフットボールクラブ(以下「本会」という。)と称する。
- 第2条 所在地 本会の所在地及び事務局は、会長宅に置く
- 第3条 目的 本会は、房総地域においてラグビーに関する活動を行うことにより、青少年の健全育成、地域の活性化、生涯スポーツとしてのラグビーの普及を目的とする。
- 第4条 活動内容 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。
① 鴨川市の土曜スクールにおけるタグラグビー授業
② 小中学校での体育授業におけるタグラグビーのサポート
③ ラグビーチーム(房総ウェーブス)の運営
④ その他、ラグビー普及の目的に必要と認められる事業
- 第5条 会員の資格 この会の会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行ったものとする。
- 第6条 入会 会員として入会しようとする者は、入会申込書を役員に提出し、会長の承認を得るものとする。
- 第7条 会費 会員は、定められた会費を納入しなければならない。
年会費 5000円(中高生は2000円)
活動費として大会参加費、交通費等は個々に負担する。
会費は予算が不足するおそれがあるとき、金額を変更する場合がある。
退会時の返金はしない。
本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 第8条 退会 会員は、退会届を役員に提出、もしくは口頭にて申し出ることにより任意に退会することができる。
2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。
① 本人が死亡したとき
② 会費を3か月以上納入しないとき
3 第18条に該当した場合は退会とする。
- 第9条 役員 本会に次の役員を置く。
会長 1名
副会長 2名
会計 2名
会計監査 1名
専門職 若干名

会計監査は他の役員と兼任できない。
- 第10条 役員の職務 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
3 会計は、本会の出納事務を担当する。
4 会計監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。
5 専門職は、各職務の責任者とする。
- 第11条 役員の選任 すべての役員の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から、総会において選出する。
- 第12条 役員の任期 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第13条 役員の解任 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営会の議決により、これを解任することができる。
① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
② その他解任に相当する事項が認められるとき。

第14条 総会	<p>本会の総会は、成人会員を持って構成し、毎年4月に開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時総会を開催することができる。</p> <p>2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、成人会員の過半数の出席で成立し成人会員の過半数の賛成をもって決定する。</p> <p>① 会則、事業等の改廃</p> <p>② 事業計画並びに収支予算及び決算</p> <p>③ 本会の解散</p> <p>④ 役員を選出及び解任</p> <p>⑤ その他本会の運営に関し重要な事項</p> <p>3 本会の会議は、会長が召集する。</p> <p>4 総会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>5 前項1.2については感染症の恐れがある場合等はその期間を延長、成立のための出席人数を三分の一まで減らすことができる</p>
第15条 運営会	<p>運営会は、役員をもって構成する。</p> <p>2 運営会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。</p>
第16条 事業年度	この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
第17条 会計	<p>本会の経費は、入会金及び年会費をもって充てる。</p> <p>2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を召集し決算報告する。</p>
第18条 会員資格の抹消	<p>本会員が次の各号に該当することになった場合は、運営会の議決を経て登録を抹消することができる。</p> <p>① 会員との連絡が取れなくなった場合。</p> <p>② 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。</p> <p>③ 本会の運営を乱す、悪影響を与える、又はその恐れがある場合。</p>
第19条 個人情報	<p>入会時、申込用紙に記載された個人情報は本会の運営・活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。</p> <p>2 本会活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本会に帰属し、本会の広報活動や活動記録のために、本会ホームページやその他の媒体、資料、取材等に使用できるものとする。</p>
第20条 免責事項	会員は、本会における活動中や移動中の盗難、傷害、その他の事故について、本会に対して賠償請求をすることはできず、本会も一切の賠償責任を負わないものとする。
第21条 設立年月日	本会の設立年月日は、平成28年7月3日とする。
第22条 その他	この会則に定めるもの他、必要な事項は別に定める。
付則	<p>1 この会則は、平成28年7月3日から施行する。</p> <p>2 平成29年4月1日一部改正</p> <p>3 令和2年4月1日一部改正</p>

